

- 本号の内容
- 1 公正判決を求め、裁判所包囲デモ(京都)……………p1
 - 2 埼玉県平和運動センターが学習会……………p 2
 - 3 反響よぶ新刊『武建一が語る』……………p2
 - 4 【ご案内】加茂生コン事件判決報告集会(東京)……………p 2

「労働組合活動を犯罪にでっちあげるな！」

加茂生コン事件、公正判決を求めデモ(12・4京都)



12月17日の一審判決を控えた12月4日昼、「加茂生コン事件の公正な判決を求めるデモ」が京都市内でおこなわれた。主催は、「労働組合つぶしの大弾圧を許さない！京滋実行委員会」。

京都市役所前を出発したデモは、「労働運動を犯罪にでっちあげるな！」「京都地裁は憲法28条を守れ！」「警察・検察の労働組合つぶしに手を貸すな！」とシュプレヒコールを上げて京都の町を練り歩き、沿道でビラを受け取った市民の方からカ

ンパをいただくなど反響を呼んだ。

京都地裁を一周したデモ隊は地裁前でアピール。実行委員会の西村修共同代表（関生勝手連・しが）は、裁判官や裁判所職員にむかって次のように訴えた。

●裁判官は市民の声に耳を傾けよ

「あなた方は法律のスペシャリスト、同時に公務員。つまり納税者であり主権者である私たち市民に耳を傾ける側。元裁判官の井戸健一弁護士は、西山美香さんの冤罪（注）を見事に晴らし、刑事賠償も満額勝ち取ったのち、さらに追及の手を緩めず、石山さんに対する警察の捜査手法を違法とみなして国賠訴訟でこの過程を明らかにすると闘争宣言を出している。その井戸弁護士は、『関西生コン事件の核心は労働基本権の掘り崩しにある。裁判官は審理にあたってこの本質を見極め、一般的な審理として流してはいけない』と早い時期から訴えていた。これは法曹界全体に対する警告だ」

被告人とされた関生支部の安井雅啓執行委員は、「無罪を勝ち取る。権力の横暴を規制するための憲法がないがしろにされてはならない。京都地裁も賢明な判断を下すと確信している」と表明した。

注：滋賀県東近江市の湖東記念病院で患者の人工呼吸器を外して殺害したとして、看護師西山美香さんが警察の違法な取り調べで12年も服役を強いられた事件。今年3月に再審無罪。

●判決報告集会

* 12月17日(木) 判決後 京都弁護士会館大ホール

* 12月21日(月) 18:30～20:00 連合会館203号会議室(詳しい案内は次頁)

「関西生コンだけの問題ではない」

埼玉県平和運動センターが学習会（12/4）

12月4日、埼玉県平和運動センターが浦和市内で定期総会を開催。終了後に、関西生コン事件について学習会をもった。小谷野書記長（全日建本部）の報告を受けて質疑。金子彰副議長はまとめて、「関西生コン支部だけの問題にとらえず、労働運動全体に対する攻撃にとらえて支援していこう」と述べた。

反響よぶ新刊、『武建一が語る』

武委員長のロングインタビューをまとめた新刊、『武建一が語る 大資本はなぜ私たちに恐れるのか』が話題となっている。

12月発売前から Amazon には続々と予約申し込みが入っているようで、ランキングも「労働組合」で8位、「政治」で2668位（12月6日現在）。

ツイッター（旬報社の労働法律旬報、@roujun_koga）には11月下旬に1分弱の宣伝動画がアップされ、再生回数は6200回を超えている。

『武建一が語る』は四六判、218ページ、旬報社。定価1500円＋税

全日建にお申し込みいただければ、1冊頒価1500円（送料込み）でお届けします。

多部数の場合の頒価も相談させていただきます。

各労働組合・団体代表者様

全日本建設運輸連帯労働組合
中央執行委員長 菊池 進

加茂生コン第1事件（関西生コン事件）

一審判決報告集会のご案内

日頃から「関西生コン事件」に多大なご支援・ご協力をいただいていることに心から感謝申し上げます。

さて、来る12月17日、「加茂生コン第1事件」（注）の一審判決が京都地方裁判所ですでに出される予定です。判決を受けた報告集会を下記のとおり開催しますのでご案内します。

この事件は、2017年10月、関西地区生コン支部が、加茂生コン（京都府木津川市）に対し、常用的な日々雇用労働者の正社員化を要求して団体交渉を申し入れたことなどが「強要未遂」や「恐喝未遂」とされ、武委員長、湯川副委員長ほか計4名の組合員が逮捕、起訴されたものです。

正社員化を要求することや、会社の団交拒否や子どもの保育園入所に必要な就労証明書拒否、さらには組合排除のための唐突な会社廃業通知などに抗議することは正当な組合活動にはかまいません。その正当な組合活動が、なぜ刑事罰に問われなければならないのか。しかも、組合側は会社の一連の行為について大阪府労働委員会に不当労働行為救済事件として申し立てをおこない、1年間にわたり審査がつづけられた結果、2019年6月に労働委員会による和解調査が予定されていました。ところが、その和解調査の前日に、武委員長らは逮捕されたのでした。

「関西生コン事件」の各刑事弾圧事件はいずれも労働組合法1条2項が明記する刑事免責をふみにじり、正当な組合活動を刑事事件化したものばかりです。そのなかでも、この加茂生コン事件は、どの労働組合においても日常的にとりくまれている正社員化要求や団交申し入れといった当たり前の組合活動が事件化されているという点、さらに労使自治の原則や不当労働行為制度までもが蹂躪されているという点で象徴的な事件であり、無罪判決以外はありません。

年末で多忙の所恐縮ですが、多くのおみなさまのご参加をお待ちしています。

記

日時 12月21日(月) 18:30~20:00

会場 連合会館203号会議室

内容 (1) 「一審判決の報告」 関西生コン弁護団
(2) コメント 宮里邦雄弁護士
(3) 連帯あいさつ 関西生コンを支援する会ほか

*資料代として500円を頂戴します。

注：加茂生コン事件は、現場の組合員2名の行動が第1事件として審理され、武委員長と湯川副委員長については第2事件として別の事件と併合審理されています。今回は前者の第1事件についての判決となります。